

2020年1月24日

女性と妊産婦の皆様へ

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 木下 勝之

産婦人科医師の犯罪報道を受けて

令和2年1月23日（木）のマスメディアにより、産婦人科医師が、妊婦に対する性犯罪行為により、逮捕されたことが報じられました。その内容が、報道通りの事実であるとすると、明白な犯罪行為であり、刑事司法の手で、厳しく罰せられるべきことと考えます。この犯罪行為は、産婦人科医師として、絶対にあってはならないことであり、女性、妊婦はもとより、国民を裏切る最も恥ずべき行為であります。

産婦人科医の学術組織として母子保健と女性の健康の向上を担う日本産婦人科医会は、一人の会員の不祥事を知り、会員一同は、愕然たる思いを禁じえないと同時に、国民の皆様に対して絶対の信頼を裏切ったことに、心からお詫び申し上げます。

法曹界のピーター・ジョイ博士は、医師と法律家が社会において専門家としての待遇を受け、特別な資格要件と一定の自己規律をみとめられていることに対して、「専門家たるものは、非専門家である患者様のもたない技術・訓練・知識・能力を有するため、その分野について非専門家（患者様）が信頼せざるを得ない存在であり、その代わり、信頼を寄せた非専門家と公益のために働く忠実義務を負う」と述べています。

しかも、専門家の中でも、産婦人科医師は、診療の時には、必ず看護師または助産師をそばに付け、女性と妊婦の絶対的信頼と安心感を基に、健康を守り安心を与えるという基本的使命を有します。このような恥ずべき報道を受け、当会医師は改めて、産婦人科医師の専門家としての基本的姿勢を問い合わせなし、女性・妊婦はもとより国民の信頼を回復するように、日々切磋琢磨してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。